

承認第 3 号

専決処分したものにつき承認を求めることについて（平成 29 年度兵庫県
多可郡多可町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号））

平成 29 年度兵庫県多可郡多可町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定によ
り別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告
し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 4 日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第5号

平成29年度兵庫県多可郡多可町下水道事業
特別会計補正予算（第3号）

専決第5号

平成29年度兵庫県多可郡多可町下水道事業
特別会計補正予算（第3号）

平成29年度兵庫県多可郡多可町下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の文書を追加する。

（特例的収入及び支出）

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ17,996千円及び69,685千円とする。

平成30年3月31日 専決

兵庫県多可郡多可町長 吉田 一 四